

京都教育大学附属京都小中学校 学校いじめ防止基本方針

京都教育大学附属京都小中学校
平成26年6月1日策定

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 平成25年10月11日）

このような認識のもと、社会全体でいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制整備の必要性から、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）が成立、平成25年9月28日より施行された。また、これを受けて、同年10月11日付で「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学省により策定された。

京都教育大学附属京都小中学校（以下、「本校」）では、これらの法律や方針のもと策定された「国立大学法人京都教育大学附属学校いじめ防止等対策ポリシー」に則り、本校において、いじめがすべての児童生徒に関わる問題であると認識し、いじめをしない・許さない子どもの育成、その未然予防、早期発見、いじめがあったときの対処などについて、具体的方針・施策・組織に関する「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 本校の基本施策

(1) いじめの防止に関わる基本施策

① 各教科授業の改善

- (1) 本校が推進するキャリア教育の理念のもと、すべての児童生徒一人一人が参加、活躍できる授業や、一人一人が個性を発揮し、お互いの良さを認め合える授業形態を、さらに研究・追求する。
- (2) 学習規律の確立に努め、児童生徒一人一人が安心して臨むことができる授業環境を形成する。
- (3) 授業において、児童生徒一人一人の学習状況を把握して、すべての児童生徒に習得すべき基礎・基本事項の定着を図るとともに、補充学習の体制を整備する。
- (4) 本校の授業公開の原則に基づき、教員が日常からお互いの授業を検証するシステムをさらに拡充するとともに、研究授業においても、いじめ未然防止につながる生徒指導の観点からの事後研究を盛り込んで、授業内容や技術の検証を行う。

② 学級経営ならびに道徳教育の充実

- (1) 各学級担任は、エンカウンター技法などにより、より効果的に学級児童生徒の豊かな人間関係の構築に努める。
- (2) 各学級担任は、学級のすべての児童生徒が主体的に取り組み、活躍できる場面や活動を数多く設定して、その中で児童生徒が互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように、組織的・計画的な働きかけを行う。
- (3) 各学級担任は、日常から学級一人一人の児童生徒に自己有用感を与えることができるように、年間を通した学級経営方針を確立する。
- (4) 道徳の時間においては、広義にいじめ未然防止につながる内容項目について整理して、その指導時期を見直しながら、9年間で効果的に指導できるように検討する。

③ 体験活動の充実

- (1) 本校が従来から維持している体験主義教育をさらに充実させ、多様な宿泊学習・校外学習・学校行事などの取り組みの過程が、児童生徒一人一人への「居場所づくり」「絆づくり」（国立教育政策研究所用語）に資する活動となるように、さらに見直しを図る。
- (2) 9年制小中一貫校として本校が提供する様々な縦割り活動において、異年齢集団との関わりからスパイラルに繰り返すビギナー体験・リーダー体験の中で、互いを認め合い、自己と他者の喜びや痛みを理解しながら、望ましい人間関係のあり方を学ばせる方策をさらに追究する。
- (3) 学校行事や、当番活動（初等部）・学友会活動（中高等部）において、児童生徒が自発的・主体的に活動する過程をさらに重視し、集団の一員として自己の役割と責任を果たすことの大切さを学ばせる方策をさらに追究する。

④ 児童生徒・保護者への啓発活動

- (1) 児童生徒に対して、子どもの発達段階に応じて、いじめをしない・許さない心を育てるための講話を、朝会（初等部）・学年集会（中高等部）などの機会に年間を通して適宜行う。
- (2) 保護者に対して、保護者会、人権に関する懇談会などで「いじめ防止対策推進法」の趣旨と内容を周知するとともに、いじめの未然防止やいじめへの対策は保護者の理解が不可欠であることの協力を求める。また、保護者対象教養講座において、年1回は、いじめに関わる内容を設定して、保護者の理解を深める。
- (3) インターネットや携帯電話等を子どもたちが使用する際の危険性について、保護者へ周知、啓発する機会を設定するとともに、コンピュータ学習（初等部）・社会科・技術・家庭科（中学生）をはじめ、学級活動の時間にもその使い方やマナー、情報リテラシーなどに関する学習を取り入れ、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努める。

⑤ 学校の取り組みへの評価活動

- (1) いじめの未然防止に関わる内容について、保護者対象学校評価アンケートにその項目を盛り込んで、保護者からの評価をさらなる対策に生かす。（平成27年度より）
- (2) 学級経営や学校経営、教科指導において、教職員対象自己評価・学校評価に、いじめ未然防止につながる取り組みについての項目を盛り込んで、さらなる対策に生かす。

(2) いじめの早期発見に関わる基本施策

- (1) 各学級担任をはじめ、全教職員による日常の児童生徒観察から、児童生徒の些細な変化や、いじめの前兆ともふざけ合いとも判断のつかない言動などについても、日時・場所・当該児童生徒名・言動の様子などを記録し、児童生徒の実態把握に努めるとともに、各学年会等で情報を共有し、少しでも問題だと判断する事象については、学年主任会（初等部）・生徒補導部会（中高等部）・「学校いじめ対策委員会」に報告、検討するシステムを構築する。
- (2) 現行の保護者との連絡帳（初等部）を活用したり、児童生徒一人一人と学級担任との生活記録交換システムを新たにつくるなど、児童生徒の内面の変化に早く気づくことができるよう、実践を行う。
- (3) 養護教諭、セラピスト、スクールカウンセラーなどは、児童生徒の悩みなどの相談を積極的に行うとともに、いじめ、またはいじめにつながる内容については、全教職員で速やかに情報を共有するシステムを構築する。
- (4) 個人懇談会（初等部）・生徒面談や三者面談（中高等部）など現有の機会を活用して児童生徒情報の収集に努めるとともに、日常から各学級担任と児童生徒との個人懇談をできるだけ設定して、児童生徒の内面を把握するように努める。
- (5) 全校児童生徒に対して、本校作成の「いじめに関するアンケート」調査を、年に2回（9月・2月）実施して、いじめの有無そのものの実態把握を行う。

(3) 教職員の資質向上に関わる基本施策

- (1) 各学年会、授業研究会などにおいて、一人一人の教職員の日常や授業中の言動について、生徒指導面からお互いに検討する機会を持ち、何気ない教職員の言動や認識が児童生徒を傷つけたり、差別的意識を抱かせたり、いじめを助長することにつながっていないかを検証する。
- (2) 「いじめに関する校内研修ツール」（国立教育政策研究所作成）を活用したり、外部講師を招くなどして、いじめの未然防止やいじめへの対処についての校内研修会を少なくとも年に1回開催する。

3. 本校のいじめ防止といじめに対する措置

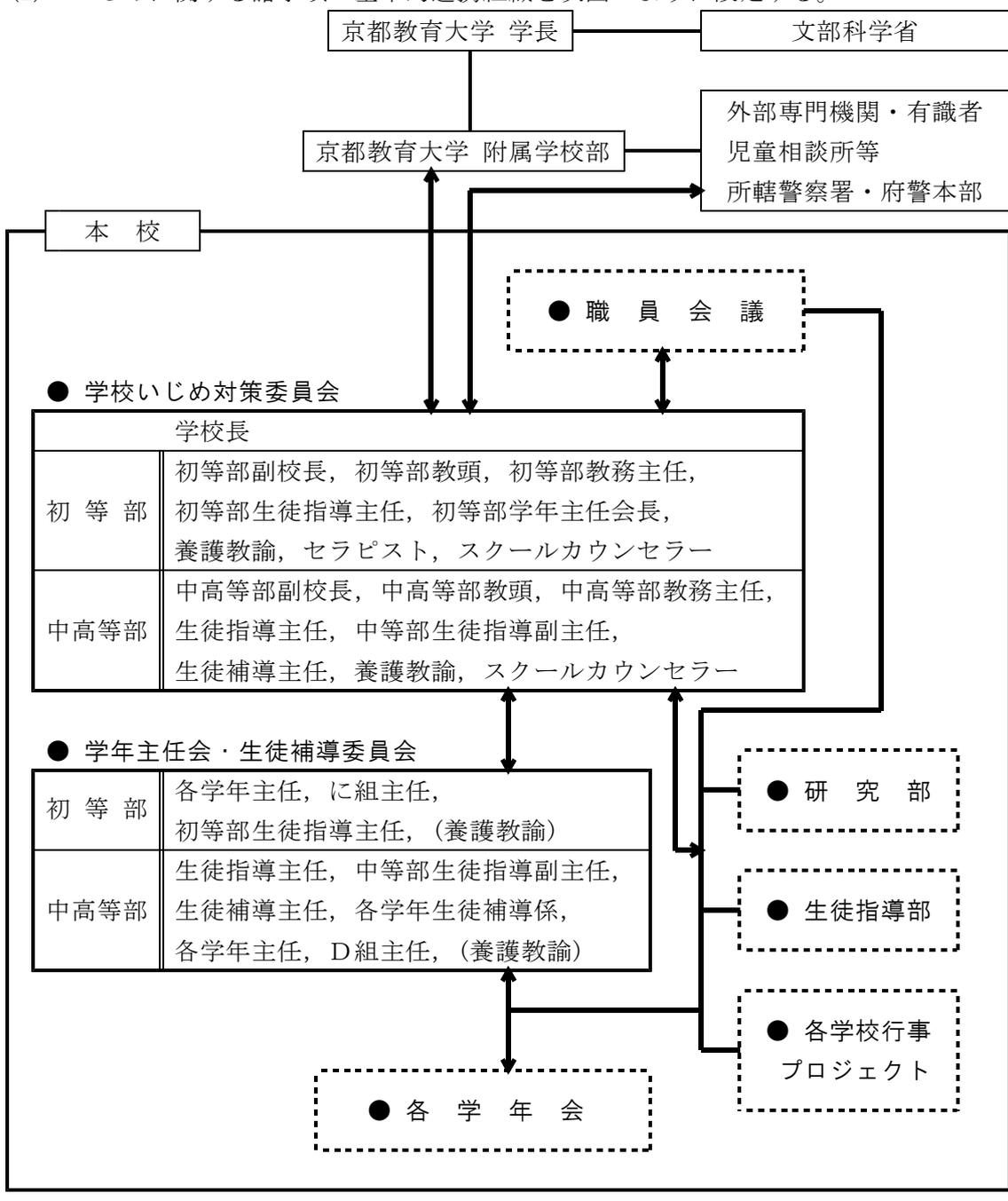
(1) いじめ防止といじめに対する組織

(1) いじめの未然防止のための諸計画，いじめへの対処，重大事態への対処など，いじめに関する学校内の中枢となる組織として，「学校いじめ対策委員会」を新規に設置する。

[主な業務]

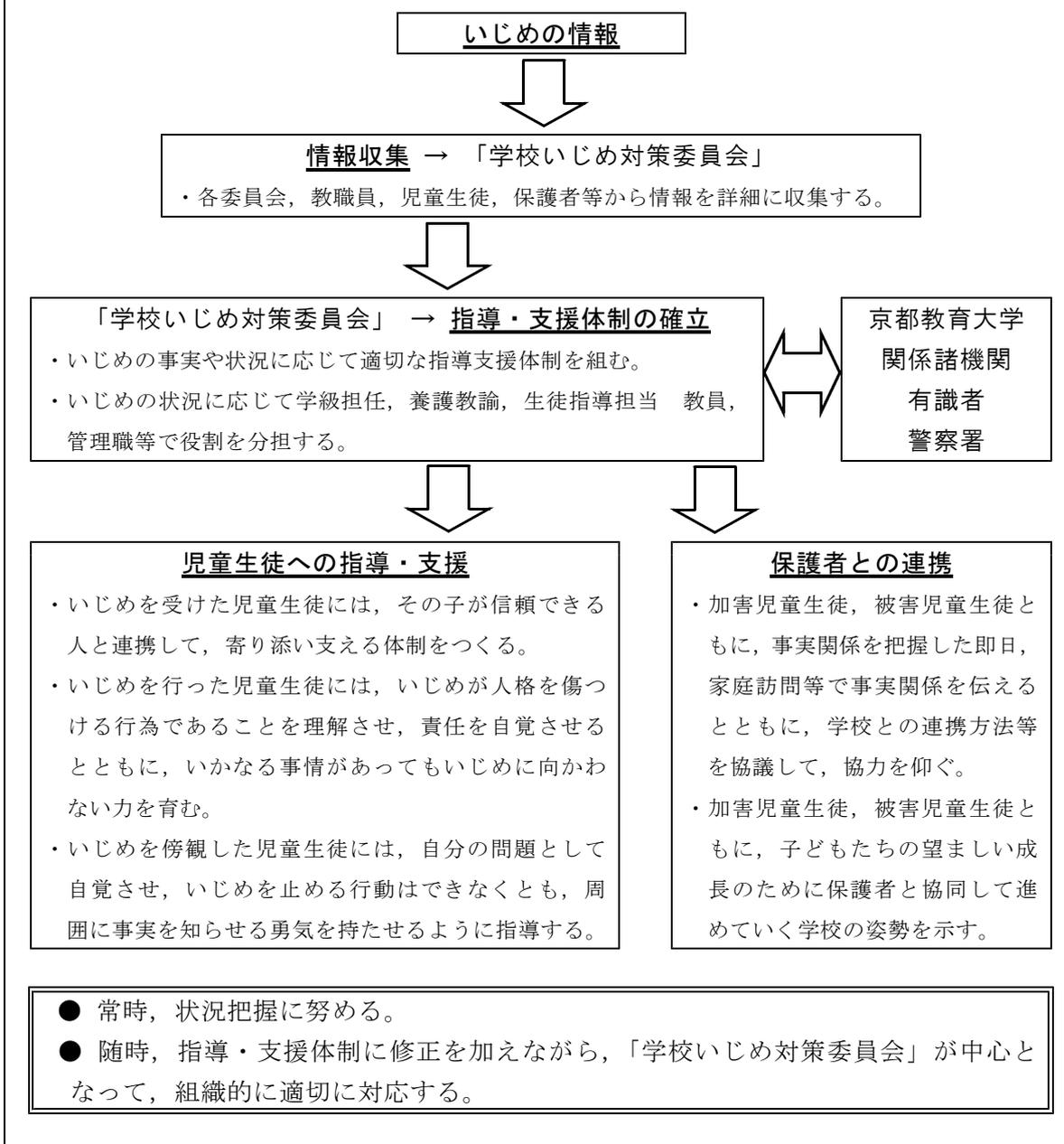
- ・いじめ未然防止に関わるさまざまな取り組み計画と実践について，各学年会，研究部，生徒指導部，各学校行事プロジェクトなどに指示し，とりまとめを行う。
- ・各学年会，学年主任会，生徒補導委員会，養護教諭，セラピスト，スクールカウンセラーなどとの連絡を密にとり，いじめと疑われる情報に対して，措置の中枢機関となる。
- ・重大事態発生の際には，外部機関との連携を含めて，その措置の中枢機関となる。

(2) いじめに関する諸事項の基本的連携組織を次図のように設定する。



(2) いじめに対する措置

- (1) いじめと認められる事象や、いじめが疑われる事象があった場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、事実確認、指導・支援体制の確立、関係機関への報告、その他、必要な措置を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、いじめを受けた児童生徒や保護者への支援体制、いじめを行った児童生徒や保護者への指導・助言体制、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置等を検討・実施するとともに、関係各所に適切に指示を行う。
- (3) いじめへの基本的対応を次図のように設定する。



4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した際は、速やかに本学学長より文部科学省に報告する。文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、その事態への対処および同種事態発生防止の防止対策にあたる。
- (2) 関係諸機関や有識者との連携や支援を必要とする場合や、調査・対応などに第三者機関をおくことが適当であると認められる場合は、文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、適切に助言・援助を求める。
- (3) 本校が重大事態の調査主体となる場合は、「学校いじめ対策委員会」が中枢となって、特設組織を編成し、質問紙など適切な手段によって綿密な調査を実施する。また調査により明らかとなった事実について、加害児童生徒、被害児童生徒、およびその保護者に対して適切に情報提供を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案に対しては、文部科学省や本学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、所轄警察署と連携してこれに対処する。児童生徒の生命、身体、財産に重大かつ深刻な被害を生じさせるおそれがあるときは、直ちに本学附属学校部・本学学長へ報告するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (5) いじめを行う児童生徒に対して、当該児童生徒に懲戒を加えることが教育上必要であると認められるときは、「学校いじめ対策委員会」で検討して、学校教育法第十一条の規定に基づき、本学附属学校部・本学学長へ報告するとともに、適切に当該児童生徒に対して懲戒を行う。